

## 公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱

制 定 平成 21 年 11 月 1 日  
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

### (目的)

第1条 公立大学法人横浜市立大学固定資産管理規程第18条の規定に基づき、学外者に対し本学の土地・建物（以下「施設」という。）を一時貸付する場合の事務手続を定めるものであり、法令その他の規程に定めるものの他この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において一時とは、1ヶ月未満のことをいう。

### (対象)

第3条 本要綱の対象は、金沢八景キャンパス、福浦キャンパス、鶴見キャンパス、木原生物学研究所、附属病院及び附属市民総合医療センターとする。

### (貸付できる範囲)

第4条 本学の業務及び課外活動に支障のない範囲であり、その使用が政治、宗教及び営利を目的としないもので次の各号に該当するものに限り、施設を貸し付けることができる。

ただし、横浜市会議員、及び横浜市域を選挙区とする衆議院議員、参議院議員、並びに神奈川県議会議員が開催する議会報告又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による推薦演説会若しくは政談演説会（公職の候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説に限る。）の使用であるときはこの限りでない。

(1) 学術団体が主催する集会等に使用する場合

(2) 一般団体が主催する集会等で、その内容が教育・学術に関する講演会、研究会等に使用する場合

(3) 官公署又は会社等が講演会、試験等に使用する場合

(4) 公共性が高いと認められる事業等に使用する場合

(5) その他特に理事長が使用を認めた場合

2 前項にかかわらず、管理上支障があるとき又は会合の性質が騒乱を起すおそれがあると認めるときは、貸付を行わない。

3 第1項の規定にかかわらず、貸し付ける団体等が「反社会的勢力」である事が明らかになった場合は、貸付を行わない。なお、貸付の許可を行った後でも、その実態が明らかになった場合は、貸付を取り止める事が出来るものとする。

### (貸付日時)

第5条 施設の貸付は、原則として土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）とする。ただし、授業等に支障のない場合は、平日においても貸し付けることができる。

### (貸付手続)

第6条 施設の貸付を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、原則として貸付を受けようとする14営業日前までに公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付申込書（様式1－1）を、本学に提出し、理事長の許可を得なければならない。なお、附属病院の施設の場合は、公立大学法人横浜市立大学附属病院施設一時貸付申込書（様式1－2）、附属市民総合医療センターの施設の場合は、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター施設一時貸付申込書（様式1－3）を様式1－1に代えて本学に提出すること。

- 2 附属病院及び附属市民総合医療センターにおいては各病院の所属長記載による公立大学法人横浜市立大学附属病院施設一時貸付推薦書（様式2－1）又は附属市民総合医療センター施設一時貸付推薦書（様式2－2）を添付しなければならない。
- 3 理事長は施設を貸し付ける時は、公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付許可書（様式3）を発行するものとする。

（貸付料）

第7条 施設の貸付は、原則として、有償とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表1に該当する場合は、減額又は無償とすることができる。なお、使用者は減免を申請する場合、公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付申込書（様式1－1）、公立大学法人横浜市立大学附属病院施設一時貸付申込書（様式1－2）又は公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター施設一時貸付申込書（様式1－3）と同時に公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付使用料減免申請書（様式4）を本学に提出し、理事長の許可を得なければならない。
- 3 使用者は、本学が指定する銀行口座に原則として使用開始日の3営業日前までに振り込みにより納入しなければならない。ただし、必要があると認められる場合は、後納とすることができます。
- 4 貸付料は、別表2に定めるとおりとする。
- 5 前項により貸付料を定めていない施設の貸付を認める場合は、別表2で定める料金を準用して貸付料を定めることができるものとする。

（貸付料の返還）

第8条 一旦納入された貸付料については、使用者自身の都合により使用を取り止めた場合及び使用者の責に帰すべき事由により、本学が貸付を変更又は取消した場合には返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 本学の都合により貸付を変更又は取消した場合
  - (2) 使用者の責めに帰さない事由により施設を使用できなくなった場合
- （キャンセル料）

第9条 使用の取り止めを使用開始日の7営業日前までに申告しなかった場合は、貸付料の満額を納入しなければならない。ただし、一部の使用の取り止め又は変更等についてはこの限りではない。

（損害賠償）

第10条 使用者は、貸与された施設、設備及び物品等を破損、滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付申込書（様式1－1）、公立大学法人横浜市立大学附属病院施設一時貸付申込書（様式1－2）又は公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター施設一時貸付申込書（様式1－3）に記載された目的以外の用途に使用してはならない。
- (2) 許可なくして器物の持ち込み、これを使用してはならない。
- (3) 許可なくして施設、廊下等において飲食を行ってはならない。
- (4) 掲示物は、指定した場所以外に掲示してはならない。
- (5) 敷地内において喫煙をしてはならない。（電子タバコ・車内喫煙を含む）
- (6) 施設の使用中に使用者側に盗難又は紛失等の事故が起きた場合でも本学はその責を負わない。
- (7) 使用後は、確認、清掃等後片付けをして、施設を正常な状態にしたうえで返還しなければならない。
- (8) その他、使用上の細部については、本学担当者の指示に従うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に係る事案については、課等の長の専決事項とする。

2 この要綱に定めるもののほか、土地・建物一時貸付にかかる必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、第11条第5号については、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表 1

第7条第2項に規定する貸付料の減額又は無償についての基準は、次の各項に定めるとおりとする。

### (1) 全額免除

- ① 本学が後援・補助・参加など密接な関わりを有する事業での使用の場合。
- ② その他理事長が必要と認めるとき

### (2) 50%減額

- ① 本学教員がその研究分野で役員又は委員となっている学会で当該教員から申請のあった場合。
- ② 横浜市役所が行う採用試験等
- ③ 公立高校主催の学校説明会等で将来の潜在的な受験生への本学のアピールになると考えられる場合。
- ④ 本学のP R効果が非常に高い場合。
- ⑤ 非営利団体が行う非営利事業で公共的な性格を有する場合。
- ⑥ その他理事長が必要と認めるとき

別表2

## 金沢八景キャンパス施設一時貸付料

(税込)

建物名	教室名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	1日料金 (8時間)		半日料金 (4時間)		超過料金 (1時間)	
				市内	市外	市内	市外	市内	市外
本校舎	ゼミ11	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ12	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ13	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ14	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ15	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ16	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ21	38.01	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ22	38.01	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ23	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ24	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ25	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	ゼミ26	37.60	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	医学系演習室	40.62	20	3,520	5,280	1,760	2,640	440	660
	101	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	102	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	103	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	104	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	105	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	106	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	107	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	108	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	201	76.24	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	202	76.24	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	203	76.24	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	204	76.24	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	205	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	206	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	207	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	208	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	209	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	210	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	211	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	212	76.02	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	301	143.13	100	15,280	22,880	7,640	11,440	1,910	2,860
	302	190.84	150	22,880	34,320	11,440	17,160	2,860	4,290
	303	190.84	150	22,880	34,320	11,440	17,160	2,860	4,290
	304	190.84	150	22,880	34,320	11,440	17,160	2,860	4,290
	305	143.13	100	15,280	22,880	7,640	11,440	1,910	2,860
	306	76.24	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	307	114.36	100	15,280	22,880	7,640	11,440	1,910	2,860
	308	152.48	150	22,880	34,320	11,440	17,160	2,860	4,290
	309	195.93	150	22,880	34,320	11,440	17,160	2,860	4,290
	第一講堂	371.70	300	44,000	66,000	22,000	33,000	5,500	8,250
YCUスクエア	ピオニーホール	234.50	200	32,240	48,400	16,120	24,200	4,030	6,050
	ピオニーホール(ロビー込)	461.50	-	55,600	83,360	27,800	41,680	6,950	10,420
	Y201	115.00	100	16,800	25,200	8,400	12,600	2,100	3,150
	Y202	64.00	50	9,040	13,520	4,520	6,760	1,130	1,690
	Y203	64.00	50	9,040	13,520	4,520	6,760	1,130	1,690
	Y204	268.00	300	48,400	72,640	24,200	36,320	6,050	9,080
	Y401	115.00	100	16,800	25,200	8,400	12,600	2,100	3,150
	Y402	64.00	50	9,040	13,520	4,520	6,760	1,130	1,690
	Y403	115.00	100	16,800	25,200	8,400	12,600	2,100	3,150
	Y404	268.00	300	48,400	72,640	24,200	36,320	6,050	9,080
総合研究教育棟	大学院講義室3	32.00	20	3,920	5,840	1,960	2,920	490	730
	大学院講義室4	32.00	16	3,920	5,840	1,960	2,920	490	730
文科系研究棟	カメリアホール	371.36	300	44,000	66,000	22,000	33,000	5,500	8,250
	倉庫	20.55	-	1,040	1,600	520	800	130	200
シーガルセンター	大会議室	128.16	70	10,640	16,000	5,320	8,000	1,330	2,000
	ビデオホール	178.58	150	22,880	34,320	11,440	17,160	2,860	4,290
市大交流プラザ	シーガルホール	564.08	450	72,560	108,880	36,280	54,440	9,070	13,610
	多目的ホール	72.46	50	9,040	13,520	4,520	6,760	1,130	1,690
総合体育館	全館	136.99	70	11,760	17,600	5,880	8,800	1,470	2,200
	第一体育室	1,825.28	-	133,840	200,800	66,920	100,400	16,730	25,100
	第二体育室	500.20	-	38,160	57,200	19,080	28,600	4,770	7,150
	第三体育室	275.18	-	21,040	31,520	10,520	15,760	2,630	3,940
	温水プール	845.68	-	72,480	108,720	36,240	54,360	9,060	13,590
	視聴覚室	86.78	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	体育館会議室	80.25	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540

(備考)

- 1 光熱水費、清掃費、設備管理業務費、守衛業務費、車両入構料金(2台分)は料金に含む。
- 2 原則、車両入構台数は2台までとするが、やむを得ない理由により3台以上の入構を行う場合は、1台につき別途350円を加算する。
- 3 8時間を超える使用の場合は1時間毎に超過料金を加算するものとし、  
1時間未満の場合は時間単位に切り上げる。
- 4 「市内」とは、貸付申込書における申請者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

別表2

## 福浦キャンパス施設一時貸付料

(税込)

建物名	部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	1日料金 (8時間)		半日料金 (4時間)		超過料金 (1時間)	
				市内	市外	市内	市外	市内	市外
講義棟	ヘボンホール	302.11	300	44,000	66,000	22,000	33,000	5,500	8,250
看護教育研究棟	M102	131.30	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	M205	235.80	120	18,320	27,440	9,160	13,720	2,290	3,430
	M301・302	212.20	119	18,160	27,200	9,080	13,600	2,270	3,400
	M303・304	229.40	125	19,120	28,640	9,560	14,320	2,390	3,580
	M305	233.30	140	21,360	32,000	10,680	16,000	2,670	4,000

(税込)

建物名	部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	1時間 料金 (9時～17時)		1時間 料金 (17時～21時)	
				市内	市外	市内	市外
病院棟	臨床講堂	177.55	120	16,180	24,270		
	修士講義室	99.65	60	8,070	12,100		
グラウンド	グラウンド	10,291		1,550	2,320	2,340	3,510

(備考)

- 1 光熱水費、清掃費、設備管理業務費、守衛業務費、車両入構料金(2台分)は料金に含む。
- 2 原則、車両入構台数は2台までとするが、やむを得ない理由により3台以上の入構を行う場合は、1台につき別途350円を加算する。
- 3 8時間を超える使用の場合は1時間毎に超過料金を加算するものとし、1時間未満の場合は時間単位に切り上げる。
- 4 「市内」とは、貸付申込書における申請者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

## 鶴見キャンパス施設一時貸付料

(税込)

建物名	部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	1日料金 (8時間)		半日料金 (4時間)		超過料金 (1時間)	
				市内	市外	市内	市外	市内	市外
講義棟	講義室1	69.30	40	6,560	9,840	3,280	4,920	820	1,230
	講義室2	69.30	40	6,560	9,840	3,280	4,920	820	1,230
	ゼミ室1	34.65	15	2,640	4,000	1,320	2,000	330	500
	ゼミ室2	34.65	15	2,640	4,000	1,320	2,000	330	500
	ゼミ室3	34.65	15	2,640	4,000	1,320	2,000	330	500
	ゼミ室4	34.65	15	2,640	4,000	1,320	2,000	330	500

(備考)

- 1 光熱水費、清掃費、設備管理業務費、守衛業務費、車両入構料金(2台分)は料金に含む。
- 2 原則、車両入構台数は2台までとするが、やむを得ない理由により3台以上の入構を行う場合は、1台につき別途350円を加算する。
- 3 8時間を超える使用の場合は1時間毎に超過料金を加算するものとし、1時間未満の場合は時間単位に切り上げる。
- 4 「市内」とは、貸付申込書における申請者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

## 木原生物学研究所施設一時貸付料

(税込)

建物名	部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	1日料金 (8時間)		半日料金 (4時間)		超過料金 (1時間)	
				市内	市外	市内	市外	市内	市外
管理棟	会議室	80.31	50	8,240	12,320	4,120	6,160	1,030	1,540
	ホール	173.79	150	22,880	34,320	11,440	17,160	2,860	4,290

(備考)

- 1 光熱水費、清掃費、設備管理業務費、守衛業務費、車両入構料金(2台分)は料金に含む。
- 2 原則、車両入構台数は2台までとするが、やむを得ない理由により3台以上の入構を行う場合は、1台につき別途350円を加算する。
- 3 8時間を超える使用の場合は1時間毎に超過料金を加算するものとし、1時間未満の場合は時間単位に切り上げる。
- 4 「市内」とは、貸付申込書における申請者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

## 附属病院施設一時貸付料

(税込)

建物名	部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	1時間 料金	
				市内	市外
病院棟	第1会議室	80.25	50	8,070	12,100
	第2会議室	43.04	25	4,840	7,260
	第3会議室	37.97	20	4,840	7,260
	第4会議室	28.35	12	4,840	7,260
福浦キャンパス 教育実習棟	シミュレーションセンター	387.90	150	16,180	24,270

(備考)

- ・ 光熱水費、清掃費、設備管理業務費、及び守衛業務費は料金に含む。
- ・ 8時間を超える使用の場合は1時間毎に超過料金を加算するものとし、1時間未満の場合は時間単位に切り上げる。
- ・ 「市内」とは、貸付申込書における申請者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

## 附属市民総合医療センター施設一時貸付料

(税込)

建物名	部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人数 (人)	1時間 料金	
				市内	市外
本館	本館2階会議室	31.43	15	10,210	15,310
	本館3階会議室	47.45	18	10,210	15,310
	本館6階会議室	137.14	54(椅子のみ100)	17,010	25,520
研究棟	研究棟4階会議室	75.89	34(椅子のみ45)	10,210	15,310

(備考)

- ・ 光熱水費、清掃費、設備管理業務費、及び守衛業務費は料金に含む。
- ・ 8時間を超える使用の場合は1時間毎に超過料金を加算するものとし、1時間未満の場合は時間単位に切り上げる。
- ・ 「市内」とは、貸付申込書における申請者の住所が横浜市内にある場合をいい、「市外」とはそれ以外の場合をいう。

## 公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付申込書

年　月　日

公立大学法人横浜市立大学理事長

申請者（主催責任者）  
 住所 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 団体代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 (担当者)  
 担当者所属 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_  
 メール \_\_\_\_\_

公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱第6条第1項に基づき、次のとおり施設の使用を申し込みます。

使用日時	年　月　日(曜日)　時　分～時　分	
使用目的・ 貸出範囲	件名	
	(該当箇所へ○)	貸出範囲
		(1) 学術団体が主催する集会等に使用する場合
		(2) 一般団体が主催する集会等で、その内容が教育・学術に関する講演会、研究会等に使用する場合
		(3) 官公署又は会社等が講演会、試験等に使用する場合
		(4) 公共性が高いと認められる事業等に使用する場合
	(5) 横浜市会議員、及び横浜市域を選挙区とする衆議院議員、参議院議員、並びに神奈川県議会議員が開催する議会報告又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による推薦演説会若しくは政談演説会（公職の候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説に限る。）の使用する場合	
使用場所	※当日の責任者がいる部屋に、○印をつけてください。	
参加人数		

入構車両	<u>総台数</u> <u>台</u>		
	【内訳・車両情報】※車両が識別できる情報を記載してください。(車種など)		
	駐車車両	台	
	搬入車両	台	
身障者用車両	台		
備考	【貸付日緊急連絡先】 電話 (担当者名) _____		
	【その他】		

## (確認事項)

1. 下記事項を確認しチェックを入れてください。
  - 反社会的勢力団体、その他これらに準ずる者に該当しない。
  - 備考に記入した貸付日緊急連絡先を守衛担当者へ共有することを了承する。

## (留意事項)

1. 空調の使用は 8:00~となります。

※外気温によって空調を入れない場合があります。その場合は必要に応じて、当日、下記の番号までご連絡ください。

金沢八景キャンパス : 045-787-2315

福浦キャンパス : 045-787-2800

鶴見キャンパス : 045-508-7201

舞岡キャンパス : 045-820-1900

2. 3台以上車両を申請される場合は事前の調整が必要となります。また申請のない車両は入構できません。車両情報等について変更がありましたら、各施設の担当者へご連絡ください。
3. その他、詳細については公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱をご確認ください。

## 公立大学法人横浜市立大学附属病院施設一時貸付申込書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

申請者（主催責任者） 住所 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 団体代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 (担当者)  
 担当者所属 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_  
 メール \_\_\_\_\_

公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱第6条第1項に基づき、次のとおり施設の使用を申し込みます。なお、使用にあたっては附属病院の諸規定を遵守します。

	使用年月日	使用時間 ※使用は1時間単位となります	使用施設番号
	年 月 日(曜日)	時 分 ~ 時 分	
I	使用目的		使用人数
			名
II	使用年月日	使用時間 ※使用は1時間単位となります	使用施設番号
	年 月 日(曜日)	時 分 ~ 時 分	
	使用目的		使用人数
			名
III	使用年月日	使用時間 ※使用は1時間単位となります	使用施設番号
	年 月 日(曜日)	時 分 ~ 時 分	
	使用目的		使用人数
			名

## (確認事項)

- 下記事項を確認しチェックを入れてください。
- 反社会的勢力団体、その他これらに準ずる者に該当しない。

使用施設番号	使用施設	市 内	市 外
①	第1会議室	8,070 円／時間	12,100 円／時間
②	第 2 会議室	4,840 円／時間	7,260 円／時間
③	第 3 会議室	4,840 円／時間	7,260 円／時間
④	第 4 会議室	4,840 円／時間	7,260 円／時間
⑤	教育実習棟 2 階シミュレーションセンター	16,180 円／時間	24,270 円／時間

(留意事項)

1. その他詳細は、公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱をご確認ください。
2. 申込みについてのお問い合わせは、総務課庶務担当 (Tel.045-787-2922) へお願いします。

## 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター施設一時貸付申込書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

申請者（主催責任者）  
住所  
団体名  
団体代表者氏名  
(u)担当者  
担当者所属  
氏名  
電話  
メール

公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱第6条第1項に基づき、次のとおり施設の使用を申し込みます。なお、使用にあたっては附属市民総合医療センターの諸規定を遵守します。

I	使用年月日	使用時間 ※使用は1時間単位となります	使用施設番号
	年 月 日(曜日)	時 分 ~ 時 分	
	使用目的		使用人数
			名
II	使用年月日	使用時間 ※使用は1時間単位となります	使用施設番号
	年 月 日(曜日)	時 分 ~ 時 分	
	使用目的		使用人数
			名
III	使用年月日	使用時間 ※使用は1時間単位となります	使用施設番号
	年 月 日(曜日)	時 分 ~ 時 分	
	使用目的		使用人数
			名

## (確認事項)

- 下記事項を確認しチェックを入れてください。
 

反社会的勢力団体、その他これらに準ずる者に該当しない。

使用施設番号	使用施設	市 内	市 外
①	本館2階会議室	10,210 円／時間	15,310 円／時間
②	本館3階会議室	10,210 円／時間	15,310 円／時間
③	本館6階会議室	17,010 円／時間	25,520 円／時間
④	研究棟4階会議室	10,210 円／時間	15,310 円／時間

(留意事項)

1. 詳細は、公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱をご確認ください。
2. 申込みについてのお問い合わせは、総務課庶務担当（045-253-5303）までお願いします。

公立大学法人横浜市立大学附属病院施設一時貸付推薦書

年　　月　　日

公立大学法人横浜市立大学附属病院長

(推薦者) 所 属 附属病院

所属長

印

内 線

次の申請について、その内容が適切であることを保障し、申請者の附属病院施設の使用を推薦します。

申請者			
I	使用年月日	年　　月　　日 (　曜日)	
	使用目的		
II	使用年月日	年　　月　　日 (　曜日)	
	使用目的		
III	使用年月日	年　　月　　日 (　曜日)	
	使用目的		
備 考			

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター施設一時貸付推薦書

年　　月　　日

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター病院長

(推薦者) 所属 附属市民総合医療センター

所属長

印

内線

次の申請について、その内容が適切であることを保障し、申請者の附属市民総合医療センター施設の使用を推薦します。

申請者			
I	使用年月日	年　月　日 (　曜日)	
	使用目的		
II	使用年月日	年　月　日 (　曜日)	
	使用目的		
III	使用年月日	年　月　日 (　曜日)	
	使用目的		
備考			

様式3

第 号  
年 月 日

公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付許可書

様

公立大学法人横浜市立大学  
理事長

本学の施設の使用については、下記により許可します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用日時
- 3 使用場所
- 4 その他 裏面記載の遵守事項をご確認ください。
- 5 使用料金 円 (減免\_\_\_\_\_)  
(上記の料金を使用開始日の3営業日前までにお支払いください。)

(裏面)

遵守事項

- (1) 公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付申込書（様式1－1）、公立大学法人横浜市立大学附属病院施設一時貸付申込書（様式1－2）又は公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター施設一時貸付申込書（様式1－3）に記載された目的以外の用途に使用してはならない。
- (2) 許可なくして器物の持ち込み、これを使用してはならない。
- (3) 許可なくして施設、廊下等において飲食を行ってはならない。
- (4) 掲示物は、指定した場所以外に掲示してはならない。
- (5) 敷地内において喫煙をしてはならない。（電子タバコ・車内喫煙を含む）また、敷地外でも近隣の方及び通行人等が受動喫煙とならない様努める事。
- (6) 許可車両については入構時に守衛室へ立ち寄り確認を受けること。また許可されていない車両については一切入構できないものとする。ただし緊急性がある場合はその限りではない。（附属病院を除く）
- (7) 施設の使用中に使用者側に盗難又は紛失等の事故が起きた場合本学はその責を負わない。
- (8) 使用後は、確認、清掃等後片付けをして、施設を正常な状態にしたうえで返還しなければならない。また、ごみは持ち帰り、学内の分別ボックスは使用してはならない。
- (9) 制限事項については、事前周知、当日説明、使用時の確認を徹底すること。
- (10) 使用者は、本学が指定する銀行口座に原則として使用開始日の3営業日前までに振り込みにより納入しなければならない。ただし、必要があると認められる場合は、後納とすることができます。
- (11) 一旦納入された貸付料については、使用者自身の都合により使用を取り止めた場合及び使用者の責に帰すべき事由により、本学が貸付を変更又は取消した場合には返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、貸付料の全部又は一部を返還することができる。
  - ①本学の都合により貸付を変更又は取消した場合
  - ②使用者の責めに帰さない事由により施設を使用できなくなった場合
- (12) 使用の取り止めを使用開始日の7営業日前までに申告しなかった場合は、貸付料の満額を納入しなければならない。ただし、一部の使用的取り止め又は変更等についてはこの限りではない。
- (13) その他、使用上の細部については、本学担当者の指示に従うものとする。

様式4

公立大学法人横浜市立大学施設一時貸付使用料減免申請書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

申請者（主催責任者）  
住所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
団体代表者氏名 \_\_\_\_\_  
(担当者)  
担当者所属 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
メール \_\_\_\_\_

公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱第7条第2項に基づき、次のとおり使用料の減免を申請します。

記

- 1 使用日時
- 2 使用場所
- 3 減免申請理由 該当箇所へ○をつけて下さい

	(該当箇所へ○)	
(1)全額免除		① 本学が後援・補助・参加など密接な関わりを有する事業での使用の場合 (※)
		② 横浜市役所が行う採用試験等
(2)50%減額		③ 公立高校主催の学校説明会等で将来の潜在的な受験生へ本学のアピールになると考えられる場合
		④ 本学のPR効果が非常に高い場合 (※)
		⑤ 非営利団体が行う非営利事業で公共的な性格を有する場合 (※)

※ (1) ①、(2) ①、④、⑤については根拠となる資料を添付してください。